日高東部消防組合予防・危険物指導指針

（内容現在：令和７年（2025年）７月１日）

**１　目的・対象**

　この指針は、消防法及び日高東部消防組合火災予防条例、関係法令の規定に基づく消防用設備等、危険物（指定数量未満の危険物を含む。）に係る届出の審査又は検査に必要な事項を定め、防火対象物、危険物施設等の安全性向上に寄与することを目的とする。

**２　凡例**

　法令等の略語は、以下のとおりである。

（１）条例 日高東部消防組合火災予防条例（昭和61年条例第１号）

（２）予防規則 日高東部消防組合火災予防条例施行規則（昭和48年規則第１号）

（３）危険物規則 日高東部消防組合危険物の規制に関する規則（平成31年規則第３号）

（４）法 消防法（昭和23年法律第186号）

（５）組織法 消防組織法（昭和22年法律第226号）

（６）政令 消防法施行令（昭和36年政令第37号）

（７）省令 消防法施行規則（昭和36年自治省令第６号）

（８）危政令 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）

（９）危省令 危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）

（10）危告示 危険物の規制に関する技術上の細目を定める告示（昭和49年自治省告示第99号）

（11）建基法 建築基準法（昭和25年法律第201号）

（12）建基令 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）

（13）ＪＩＳ 産業標準化法（昭和24年法律第185号）第11条の規定により制定される産業標準

**３　留意事項**

（１）この指針の指導内容には、法令等の義務規定ではないものも含まれているが、過去の災害事例に係る考察結果に基づき、当該内容を遵守することによって、自己・他人の命はもとより、自己・他人の財産被害を防止し、軽減するなど、火災予防及び火災被害（等）の軽減に直結する事項である。

（２）この指針の指導内容については、あくまでも防火対象物又は危険物施設等の関係者（所有者、管理者又は占有者）若しくは消防用設備等又は危険物施設等の設計者、施工者任意の協力によって実現されるものであることに留意するほか、指針によらなくとも同等以上の性能を有すると認められるものを用いることができる。

**４　指導内容**

**（１）防火対象物に関する指導**

ア　防炎物品の取扱いについて

①　のれんのうち、厨房・火気使用部分等で使用するものは、全て防炎規制の対象とす

る。なお、上記以外の場所で使用するものについては、下げ丈がおおむね１ｍ未満のもので火災予防上支障がないものは防炎規制対象外とする。

**（２）消防用設備等に関する指導**

ア　省令第６条関係（付加設置）に設置する消火器について

①　省令第６条第３項（少量危険物等）、同条第４項（電気設備等）、同条第５項（ボイ

ラー室、多量の火気等）までの規定により消火器具を設置する場合は、次により兼用

することができるものとする。

（ⅰ）　兼用される消火器具の能力単位は、省令第６条第３項又は第５項の規定により、

　　　必要とされる能力単位を加算して得た量以上の量が確保されていること。

また、同条第４項（電気設備等）に掲げる部分がある場合は、政令別表第２に

おいて電気設備の消火に対応するものとされる消火器が設置され、かつ、床面積

100㎡以下（消火器１個）の場合１単位と読み替え能力単位を加算する。

なお、床面積100㎡を超える場合は、100㎡ごとに１個設けること。

（ⅱ）　兼用される消火器具は、省令第６条第６項に規定する歩行距離を満たしている

こと

イ　特定小規模施設用自動火災報知設備感知器設置場所について

（平成20年総務省令第156号第３条第２項第２号に規定する感知器設置場所の取扱い）

①　居室とは

　　　居住、執務、作業、集会、娯楽等の目的で継続的に使用される部屋をいい、事務室、会議室、調理室、食堂、診察室、リハビリ室、作業室、汚物処理室、洗濯室、浴室（継続して使用するものに限り、一時的に使用するものや住宅部分及び個室に設けるものは除く。）宿直室、カラオケ室、遊戯室、談話室、相談室、個室等が該当するが、玄関、廊下、階段室、エレベーター室、パイプシャフト、ダムウエーター、便所、洗面所、浴室脱衣室、湯沸し室、車庫、更衣室等は含まれない。

②　収納室とは

納戸、物置、リネン室、掃除用具室に類するものが該当する。

③　倉庫、機械室その他これらに類する室とは

電気室、ボイラー室、空調機械室、ポンプ室、エレベーター機械室、乾燥室、教

材室に類するものが該当する。

ウ　誘導灯について

①　誘導灯を設置する場合に着工届の提出義務はないが、大規模防火対象物については、

設置箇所等の事前協議を行うこと。

②　政令別表第１（７）項の体育館のうち、夜間一般開放されている又は避難所として

利用される学校の体育館については誘導灯を設置すること。

エ　消防用設備等の点検・報告について

①　延べ面積1,000㎡未満の防火対象物については、防火管理者等でも点検することが

できるが、専門的な知識・技能を有する有資格者（消防設備士又は消防設備点検資格

者）に点検させることが望ましい。

②　消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書に添付する書類のうち、消防設

備士又は消防設備点検資格者の免状の写しは省略することができる。

**（３）危険物全般に関する指導**

ア　消火器について

①　危険物施設用の第５種消火設備の小型消火器は、１個あたり10型以上とする。

②　少量危険物用の消火器は、１個あたり４型以上とする。

③　点検等については、防火対象物に設置されているものと同様とする。

イ　消火器の能力単位等の指導について

①　指定数量未満は全て消火器４型以上１個とする。

ウ　防火対象物に付加設置する消火器について

①　少量危険物用(４型１個)とボイラー室用（４型１個）の消火器を兼用として、６型１個の設置を認める。ただし、ボイラー室に設置した消火器から、少量危険物までの歩行距離が20ｍ以下に確保されているものとする。

**（４）危険物施設に関する指導**

ア　委任状について

①　危険物施設の許可申請等に係る委任状は、別紙１「委任状記載例」のとおりとする。

**（５）少量危険物に関する指導**

ア　指定数量の５分の１以上指定数量未満の危険物を貯蔵する屋外タンク（以下、少量危

険物用タンク）を設置する場合について

①　２基以上のタンクを並列する場合、１ｍ以上の離隔距離をとり、４型以上の消火器を１個以上設置すること。

②　タンク同士が配管で接続されている場合は、合計の倍数として指定数量の２倍以下

とする。ただし、配管にバルブを設け開閉操作を行う場合は合算せず別タンクとして扱う。

③　タンク配管（露出配管及び埋設配管）には、十分な腐食対策及び安全対策を施すこ

と。

　イ　ホームタンクからの給油について

①　農家等で農機具等への使用のみ認めるものとする。

②　給油ができる危険物は引火点４０℃以上のものとする。

ウ　防油堤について

①　指定数量の２分の１以上のタンクに設置すること。

②　構造は、鉄筋コンクリート又は鋼板、ステンレス等の金属製のものとする。

③　防油堤の容量は、タンクの容量以上とすること。

④　防油堤の中に２基以上のタンクが設けられている場合には、その中の最大タンク容

　量以上とすること。

エ　ホームタンクの固定方法（条例第３１条の４）

①　別紙２「ホームタンク設置例」のとおりとする。